

令和 8 年度地域公共交通経営改善支援事業費補助金交付要項
(バス運転士確保対策事業 (労働環境改善))

(趣旨)

第 1 条 知事は、経営改善に取り組む交通事業者のバス運転士確保の取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則 (昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。) に定めるもののほか、この交付要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において、「交通事業者」とは、次の各号に掲げる者である。

- 一 乗合バス事業者 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- 二 貸切バス事業者 道路運送法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の補助対象となる者 (以下「補助対象者」という。) は、次の各号に掲げる者であること。ただし、乗合バス事業と貸切バス事業の両方を行う事業者に当たっては、併せて 1 つの申請のみとする。

- 一 乗合バス事業者であって、別表第 1 の 1 の項に掲げる者
- 二 貸切バス事業者であって、別表第 2 の 1 の項に掲げる者

(不交付要件)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- 一 自己又は自己の役員が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下 同 じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして適当でないとして知事が判断する者

二 未納となっている県税がある者。ただし、県税に関して県から徴収猶予を受けている者又は県と納付誓約を締結している者を除く。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、バス運転士の労働環境の改善のため、運転士が利用する施設・設備の整備・更新に係る経費（消費税の額を除く。以下同じ。）とする。ただし、1品当たりの単価が100千円以上のものに限る。
- 2 前項の経費のうち、令和9年2月28日までに事業（支払い）が完了する見込みがないものは対象外とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、一事業者当たり500千円を上限とする。ただし、他の補助金（間接補助等を含む。以下同じ。）がある場合は、本補助金と当該補助金の額の合計が事業費を超えない額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の申請は、知事が指定する期日までに、知事に交付の申請をしなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の申請期限内に到達するよう、知事に交付の申請をしなければならない。なお、申請の方法は、補助金交付申請書（様式第1号）により、電子メールでの申請を原則とする。ただし、郵送による申請を妨げるものではない。
- 3 交付対象者は、前項の申請にあたっては、乗合バス事業者にあつては別表第1の3の項、貸切バス事業者にあつては別表第2の3の項に掲げる書類を添付するものとする。

(宣誓・同意事項)

- 第8条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、補助金を交付しない。
- 一 補助対象者であること。
- 二 第4条に規定する不交付要件に該当しないこと。
- 三 第14条第2項の規定に基づき、知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- 四 虚偽や不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、第11条第2項の規定に従い、補助金の返還を行うこと。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第9条 知事は、前条の申請があつた場合は、内容を審査のうえ、これを適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって申請者にその旨を通知する。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、原則として第9条に規定する交付決定後に実施するものとする。

- 2 やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。ただし、事業の着手は、令和8年4月1日以降に注文書等を出したものに限る。
- 3 前項により交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえ行うものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第11条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

- 2 前条第1項の規定により交付決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付申請を取下げようとするときは、知事に取下げの届出をしなければならない。なお、届出の方法は、電子申請・届出システムによる届出を原則とし、これによらない場合は、補助金申請取下届出書（様式第4号）により、書面で届け出るものとする。

(補助対象事業の変更)

第12条 交付決定を受けた者は、補助対象事業の内容に変更が生じる場合は、遅滞なく変更内容及び変更理由を知事に申請し、その承認を受けるものとする。なお、申請の方法は、電子申請・届出システムによる申請を原則とし、これによらない場合は、補助金変更承認申請書（様式第5号）により、書面で申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、内容を審査のうえ、適当と認めるときは交付決定の変更を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により前項の申請があった者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第13条 交付決定を受けた者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に申請し、その承認を受けなければならない。なお、申請の方法は、電子申請・届出システムによる申請を原則とし、これによらない場合は、補助金中止承認申請書（様式第7号）により、書面で申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金中止承認通知書（様式第8号）により前項の申請があった者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、前条の補助事業の中止の申請があった場合又は交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

- (4) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- (5) 取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供した場合。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合その他知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、申請者が補助対象者に該当しないと疑われる場合、第4条に規定する不交付要件に該当すると疑われる場合又は虚偽や不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取又は立ち入り検査を行うことができる。なお、既に交付決定を受けている場合も同様とする。

（加算金及び延滞金）

- 第15条 知事は、前条第1項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条第1項に基づく補助金の返還を命ぜられた者は、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還が命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 3 前条第1項の規定に基づく支援金の返還及び第1項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（実績報告）

- 第16条 交付決定を受けた者は、事業が完了した場合は、その完了後20日以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号）及び必要書類を知事に提出するものとする。
- 2 前項の実績報告にあたっては、乗合バス事業者にあつては別表第1の4の項、貸切バス事業者にあつては別表第2の4の項に掲げる書類を添付するものとする。

（補助金の額の確定等）

- 第17条 知事は、交付決定に係る補助対象事業（第12条の規定により交付決定の変更があつたときは当該変更後の補助対象事業）について、前条の規定により提出された報告書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、額の確定通知書（様式第10号）をもって、前条の実績報告を提出した者にその旨を通知する。

（補助金の経理等）

- 第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 交付決定を受けた者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

（その他必要な事項）

第19条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要項は令和8年4月1日から施行する。

別表第1 乗合バス事業者

1 交付対象者	<p>次の要件をすべて満たす乗合バス事業者であること。</p> <p>(1) 茨城県内に営業所があること。</p> <p>(2) 営業する系統の全てが、市町村（一部事務組合含む。以下同じ。）又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75同）第4条第2項に規定する地域公共交通会議等（以下、「交通会議等」）が運行主体である系統、若しくは市町村又は交通会議等との契約に基づき運行し、かつ収支赤字額の全て又はほぼ全額が補助等で充当される系統でないこと。</p> <p>(3) 営業する系統の全てが、道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用する系統でないこと。</p> <p>(4) 申請日（第6条第2項に基づく申請をした日（補助金交付申請書兼請求書に記載された日）をいう。以下同じ。）時点において、営業をしていること。</p>
2 補助率	<p>1 / 2（1事業者当たり上限500千円）</p> <p>※乗合バス事業と貸切バス事業の両方を行う事業者に当たっては、併せて1つの申請のみとする。</p>
3 申請書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通経営改善計画書 ・事業計画書（別紙1） ・一般乗合旅客自動車運送事業の許可書の写し ※（事業の譲渡を受けた場合は）譲渡譲受認可書の写し ※（許可書又は認可書を紛失した場合は）運輸支局が発行する証明書の写し ・県内に営業所があることが確認できる書類の写し ・交付要項第8条の規定に基づく宣誓・同意書（別紙2） ・その他申請に当たり必要と認められるもの
4 実績報告書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通経営改善計画書 ・事業報告書（別紙2） ・補助対象経費の支払いが確認できる書類 ・振込先口座届出書（別紙4） ・県税の未納がないことを証する納税証明書（発行日が申請日前3箇月以内のもの）の写し。ただし、書面による申請の場合は、当該納税証明書原本 ・県税に関して県から徴収猶予を受けている場合又は県と納付誓約を締結している場合はそれらが分かる書面の写し ・その他実績報告に当たり必要と認められるもの

別表第2 貸切バス事業者

1 交付対象者	<p>次の要件をすべて満たす貸切バス事業者であること。</p> <p>(1) 茨城県内に営業所があること。</p> <p>(2) 申請日時点において営業をしていること。</p>
2 補助率	<p>1 / 2 (1事業者当たり上限 500 千円)</p> <p>※乗合バス事業と貸切バス事業の両方を行う事業者に当たっては、併せて1つの申請のみとする。</p>
3 交付申請書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通経営改善計画書 ・事業計画書 (別紙1) ・一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し ※ (事業の譲渡を受けた場合は) 譲渡譲受認可書の写し ※ (許可書又は認可書を紛失した場合は) 運輸支局が発行する証明書の写し ・県内に営業所があることが確認できる書類の写し ・交付要項第8条の規定に基づく宣誓・同意書 (別紙2) ・その他申請に当たり必要と認められるもの
4 実績報告書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通経営改善計画書 ・事業報告書 (別紙2) ・補助対象経費の支払いが確認できる書類 ・振込先口座届出書 (別紙3) ・県税の未納がないことを証する納税証明書 (発行日が申請日前3箇月以内のもの) の写し。ただし、書面による申請の場合は、当該納税証明書原本 ・県税に関して県から徴収猶予を受けている場合又は県と納付誓約を締結している場合はそれらが分かる書面の写し ・その他実績報告に当たり必要と認められるもの